

○内閣府令第 号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十号イの規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(一般原動機付自転車の総排気量等の大きさ)</p> <p>第一条の二 法第二条第一項第十号イの内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については○・○五〇リットル(二輪のもののうち、構造上出すことができる最高出力が四・〇キロワット以下の原動機を有するものにあつては、○・一二五リットル)、定格出力については○・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については○・〇二〇リットル、定格出力については○・二五キロワットとする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(一般原動機付自転車の総排気量等の大きさ)</p> <p>第一条の二 法第二条第一項第十号イの内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については○・〇五〇リットル、定格出力については○・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については○・〇二〇リットル、定格出力については○・二五キロワットとする。</p>

附 則

この府令は、令和七年四月一日から施行する。